

ま秋らしくなってきました。<8日寒露, 10日スポーツの日, 14日 鉄道の日, 23日 霜降>

1. October 改正情報

① **社会保険の適用拡大** 事務所従業員数 101 人以上の会社のパート・アルバイトが厚生年金・健康保険の加入対象になりました。加入対象は、(1)週所定労働時間 20 時間以上、(2)月額賃金 8.8 万円以上、(3)2 カ月超雇用見込みがある、(4)学生ではない、の 4 つに該当する従業員です。

② **最低賃金** 愛知県 955 円⇒**986 円**、岐阜県 880 円⇒**910 円**、三重県 902 円⇒**933 円**

※東京 1072 円

③雇用保険料率は 10 月分の**給与から労使で 2/1000 ずつアップ**となります。

★10 月分=10 月対象労働分です、翌月支払の場合は 11 月支払い給与からですので注意してください。



旧豊後森機関庫と SL9600 形、転車台 (大分県)

○令和 4 年 10 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ (労働者分保険料率) 健康保険 **49.65** (愛知) / 1000、介護保険 **8.2** / 1000
厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **5** / 1000 (建設業 **6** / 1000)

2. 名言名句

「過去は過ぎたが未来はまだ来ず。今、私はどちらからも自由だ。今まさに私は喜びを選ぶ」

ディーパック・チョップラ

3. 法改正等ワンポイント

★10 月 1 日施行の改正育児・介護休業法に対応した、出生時育児休業給付金、および育児休業給付金の支給要件と申請手続きについて解説している冊子等、新しいリーフレットが厚生労働省から公開されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000986158.pdf>

★育児休業の 2 回までの分割取得と、産後パパ育休(出生時育児休業)の制度が施行となり、これに伴い、育児休業給付に関する様式の追加・変更がおこなわれます。

手続き名

変更内容

育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書→育児休業の分割取得(※1)対応に伴い様式変更

育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書→産後パパ育休(出生時育児休業)の新設(※2)に伴い様式追加

育児休業等取得者申出書/終了届→社会保険料の免除要件見直しに伴い様式変更

産前産後休業取得者申出書/変更届→社会保険料の免除要件見直しに伴い様式変更

※1 子が 1 歳になるまでの育児休業を分割して 2 回取得することが可能となります。

※2 通常の育児休業に加えて、子の出生後 8 週間以内に最大 4 週間取得できる新たな休業です。休業期間中は、「出生時育児休業給付金」が受給できます。

4. 統計・情報

① パーソルキャリアは9月12日、ビジネスパーソンと企業の転職意識ギャップ調査第2回「男性育休」を発表した。企業の育休取得実績率が転職時の応募動機に影響すると回答した人は、個人74.0%、企業73.5%で、ともに7割以上。2022年10月に施行される「産後パパ育休（出生時育児休業）」等について、取得にあたっての不安を尋ねたところ、個人は「収入の減少」（49.5%）、企業は「業務の引継ぎ」（43.5%）が最多。「育休の分割取得」については、個人、企業とも8割以上が「育休を取得しやすくなる」と回答した。

https://www.persol-career.co.jp/pressroom/news/research/2022/20220912_01/

② 10月1日から、雇用保険法施行規則の改正で失業給付の基本手当等の受給資格を決定する際にマイナンバーカードを提示すれば、受給資格者証への顔写真の添付や、失業の認定等の手続きごとの受給資格者証の持参を不要とするとなった。また、マイナンバーカードに登録した「公金受取口座」を指定することも可能とした。

③ 厚生労働省は9月2日、10～11月の小学校休業等対応助成金・支援金の内容について公表した。支給日額は、助成金が原則8,355円、特例地域1万2,000円を上限とし、支援金は定額で、原則4,177円、特例地域6,000円。施行には省令改正等が必要のため、現時点での予定としている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27766.html

④ 労働政策審議会の自動車運転者労働時間等専門委員会トラック作業部会は9月8日、トラック運転者の労働時間等の改善基準の見直しに関する報告案をまとめた。拘束時間（労働時間と休憩時間）は、1年3,300時間（現行3,516時間から216時間減）、1か月原則284時間（同293時間から9時間減）、勤務間の休憩時間（インターバル時間）は継続11時間を基本として9時間以上（同8時間）等とする。見直しは、2024年4月から、トラック運転者の時間外労働について、年960時間等の上限時間が適用されることに対応するもの。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27781.html

⑤ 厚生労働省が9月6日に発表した7月分の毎月勤労統計調査によると、労働者1人当たりの現金給与総額（名目賃金）は1.8%増と7カ月連続で上昇したものの、実質賃金は1.3%減と4カ月連続で減少したことがわかった。一方、消費者物価指数は3.1%増え、物価の高騰に賃上げが追いついていないことが浮彫りになった。

⑥ 総務省は9月18日、統計からみた我が国の65歳以上の高齢者の現況を公表した。2021年の高齢就業者数は、18年連続で増加し、909万人と過去最多。高齢者の就業率は、65～69歳が10年連続で上昇し、50.3%と初めて50%を超えた。70歳以上は5年連続で上昇し18.1%。高齢者人口は3,627万人、総人口に占める割合は29.1%で、いずれも過去最高。日本の高齢者人口の割合は、世界（200の国・地域中）で最高。

⑦ 厚生労働省は、労使協定方式による派遣労働者の賃金決定において比較対象とする一般労働者の賃金の2023年度の額等を公表した。基本給・賞与・諸手当、通勤手当、退職金に区分し、基本給・賞与等では、職種別の基準値と能力・経験年数に応じた時給と地域指数を示している。通勤手当、退職金についても一般労働者を対比するための値を示している。（同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000980724.pdf>



別府温泉、「海地獄」

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

今年は週末の連続の台風襲来で、各地に被害が出ています。まだまだ発生するのはと専門家。先月、九州へ久しぶりに出かけ飛行機で往復しましたが、帰りの便が台風の影響で欠航するとの事で便を変更し、1泊で戻ること。2泊目のホテルをキャンセルせざるを得ませんでした。台風の被害は、河川や建物や土地、生産者さんに限らず、宿泊施設や観光施設、交通各社もまた大きな痛手を受けることを改めて認識させられました。

値上げが続く中、電気代は自動的に決まってくる変動的単価があります。燃料費調整単価（税込）というのが、1kWhあたりで9月は「5円36銭！」今年の1月は-1円79銭、2月は0円68銭、4月が1円61銭とじわじわ上がり、8月は3円66銭、中部電力はいちいち発表していませんので、知らぬ間に？「え～！」ということに。これだけでも月400kWh使用例で2000円です。原材料費の値上がりを顧客に転嫁している？。う～ん、仕方ないのか？再エネ発電促進賦課金単価（税込）もややアップして3円45銭/kWhが加算されています。こういったところに税金を投入してもらいたいと思う人は多いと思います。円安も加速しており、国の姿勢を問いたいところです、と言っていた矢先に、先月末に岸田首相が電力値上りを抑制する（電力会社へ補助金を出す）制度を創設すると発表しました。全国旅行割もスタートします、何とか好転することを願います。（S）